

社会福祉法人あゆみの家

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの家定款（以下「定款」）第23条に基づき、役員報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」と呼ぶ）に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程で役員とは、定款第16条に定める理事および監事をいう。

(報酬等)

第3条 報酬等は、役員が理事会及び諸会議に出席した場合や、定款第1条に定める諸事業に関し、その経営に関わる労務の提供をした場合に必要に応じて支払う。必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

2 理事長に報酬を支払う。その額は別表に定める。

(報酬等の額)

第4条 報酬等は次の場合に支給する。

- (1) 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 理事又は監事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命や要請を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- (3) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- (4) 前(1)号から(3)号までの規定において、交通費、宿泊費についてはその実費とする。

2 前項の報酬等の額については別表に定める。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は理事会等の開催の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のために出張する場合の旅費については、社会福祉法人あゆみの家旅費規程によるものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は社会福祉法人あゆみの家評議員会において定めた。

この規程は、2017(平成29)年6月17日から実施する。

この規程は、2018(平成30)年6月16日から実施する。

この規程は、2024(令和6)年6月19日から実施する。

別表(第3条、4条関係) 報酬等の額

	事項	報酬	実費弁償費
1	①役員が理事会及び評議員会に出席したとき。(第4条第1項第1号)	15,000円	実費
2	理事長から命を受けた理事又は要請を受けた監事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。(第4条第1項第2号)	時給2,000円	実費
3	監事が法人及び施設・事業所の指導監査あるいは実地指導への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合。(第4条第1項第3号)	20,000円	実費
4	理事長に報酬を支払う。 (第3条第2項)	時給2,000円	実費